

平成26年（措）第5号

排 除 措 置 命 令 書

埼玉県吉川市平沼1235番地1

一般社団法人吉川松伏医師会

同代表者 代表理事 平 井 真 実

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第8条の2第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 一般社団法人吉川松伏医師会（以下「吉川松伏医師会」という。）は、次の事項を、理事会において決議しなければならない。
 - (1) 会員が設定するインフルエンザ任意予防接種（インフルエンザの予防接種のうち予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期及び臨時の予防接種を除くものをいう。以下同じ。）の料金について、平成24年9月14日に決定した次の事項が破棄されていることを確認すること
 - ア 13歳未満の者を対象とする1回目の料金（1回目を異なる医療機関（病院又は診療所をいう。以下同じ。）で接種した場合の2回目の料金を含む。）を3,700円以上、1回目を同じ医療機関で接種した場合の2回目の料金を2,600円以上とすること
 - イ 13歳以上の者を対象とする1回目の料金（1回目を異なる医療機関で接種した場合の2回目の料金を含む。）を4,450円以上、1回目を同じ医療機関で接種した場合の2回目の料金を2,900円以上とすること
 - (2) 今後、吉川松伏医師会は、会員が設定するインフルエ

ンザ任意予防接種の料金を決定せず、会員がそれぞれ自主的に決めること

- 2 吉川松伏医師会は、前項に基づいて採った措置を会員に通知し、かつ、埼玉県吉川市及び同県北葛飾郡松伏町の区域（以下「吉川松伏地区」という。）に所在する医療機関を利用する者に周知しなければならない。これらの通知及び周知の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 吉川松伏医師会は、今後、会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定してはならない。
- 4 吉川松伏医師会は、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1 (1) 吉川松伏医師会は、肩書地に事務所を置き、吉川松伏地区において医業に従事する医師らを会員とし、医道の高揚、医学及び医術の発展並びに公衆衛生と福祉の向上を図り、社会福祉の増進に貢献することを目的とする一般社団法人であり、平成9年6月23日に設立された社団法人吉川市医師会（以下「旧吉川市医師会」という。）が、平成22年4月1日に松伏町医師会（埼玉県北葛飾郡松伏町の区域において医業に従事する医師を会員とする任意団体）を吸収して社団法人吉川松伏医師会に名称変更した後、平成25年4月1日に一般社団法人吉川松伏医師会に名称変更し、移行したものである。
- (2)ア 吉川松伏医師会の会員は、医療機関の開設者又は管理者として医業に従事する医師（以下「開業医等」という。）及び医療機関の勤務医として医業に従事する医師らにより構成されており、会員のうち、平成25年9月1日現在の開業医等は37名である。
- イ 吉川松伏医師会は、総会及び理事会を置き、理事会においては会務運営に関する事項の決定を行っている。
- ウ 吉川松伏医師会は、会員による健康診断業務を吉川市及び松伏町から受託する、会員を吉川松伏地区内の学校医に推薦するなど、会員の医療活動に密接に関連する業務を行うほか、医師の研修、行政機関等から発せられ

る医療に関する情報の提供等会員に業務上必要な便宜を広く供与しており、吉川松伏地区内の開業医等の大部分は、医療機関の円滑な運営を考慮して、吉川松伏医師会に加入している。

- (3)ア インフルエンザ任意予防接種は、国民健康保険等の公的医療保険制度が適用されないいわゆる自由診療に当たり、公費の助成対象となる部分を除き受診者が費用を負担している。また、インフルエンザは例年12月から翌年3月頃に流行し、予防接種の効果が出現するまでに2週間程度を要することから、12月中旬までに13歳未満の者は2回、13歳以上の者は1回の予防接種を終えることが望ましいとされている。

イ 吉川松伏医師会の会員が開設者又は管理者となっている医療機関におけるインフルエンザ任意予防接種の実施件数の合計は、吉川松伏地区におけるインフルエンザ任意予防接種の実施件数の大部分を占めていた。

- 2 旧吉川市医師会では、遅くとも平成10年頃から、インフルエンザ任意予防接種の料金が定められていた。

- 3 吉川松伏医師会は、会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金について、

- (1) 平成23年度のインフルエンザの流行に先立ち、同年10月14日に開催した理事会において次のとおり決定し、同月17日にこれを会員に周知した。

ア 13歳未満の者を対象とする1回目の料金（1回目を異なる医療機関で接種した場合の2回目の料金を含む。）を3,700円、1回目を同じ医療機関で接種した場合の2回目の料金を2,650円とすること

イ 13歳以上の者を対象とする1回目の料金を4,450円とすること

- (2) 平成24年度のインフルエンザの流行に先立ち、同年9月14日に開催した理事会において、前記(1)の決定に替えて次のとおり決定し、同月18日にこれを会員に周知した。

ア 13歳未満の者を対象とする1回目の料金（1回目を異なる医療機関で接種した場合の2回目の料金を含む。）を3,700円以上、1回目を同じ医療機関で接種した場合の2回目の料金を2,600円以上とすること

イ 13歳以上の者を対象とする1回目の料金（1回目を異なる医療機関で接種した場合の2回目の料金を含む。）を4,450円以上、1回目を同じ医療機関で接種した場合の2回目の料金を2,900円以上とすること

- 4 吉川松伏医師会の会員が開設者又は管理者となっている医療機関は、前記3

(1)及び(2)それぞれの決定及び周知に基づき、おおむね、吉川松伏医師会が決定したとおりインフルエンザ任意予防接種の料金を設定し、当該予防接種を実施していた。

- 5 本件について、公正取引委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ、吉川松伏医師会は、平成25年9月13日に開催した理事会において前記3(2)の決定を破棄し、同月20日にその旨を会員に周知している。

第2 法令の適用

前記事実によれば、吉川松伏医師会は、独占禁止法第2条第2項に規定する事業者団体に該当するところ、会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知することにより、吉川松伏地区におけるインフルエンザ任意予防接種の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第8条第1号の規定に違反するものである。このため、吉川松伏医師会は、独占禁止法第8条の2第2項において準用する独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、違反行為の取りやめが公正取引委員会の審査開始を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、吉川松伏医師会に対し、独占禁止法第8条の2第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成26年2月27日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 濱 田 道 代

委員 小 田 切 宏 之

委員 幕 田 英 雄

委員 山 崎 恒